

2019年1月16日

お客さま各位

## 法人間の外国送金詐欺に関する注意喚起について

今般、他金融機関をご利用のお客さまにおいて、本邦法人のお客さまと外国法人との間で、外国送金取引時の送金口座情報の連絡を電子メールにより行う際、偽の電子メールや内容が改ざんされた電子メールにだまされ、外国送金の資金が詐欺される被害が発生しております。

現在、当行をご利用いただいておりますお客さまでの被害は確認されておりませんが、法人のお客さまにおかれましては、被害未然防止のため下記のような対策をご実施ください。

### 記

#### 1. 現在発生している事案

##### 【仕向外国送金】

- (1) 外国法人になりすまして送信された電子メールの送金指示や電子メール添付請求書に従って外国送金を行った結果、送金した資金が詐欺された。
- (2) 本邦法人の外国に所在する関係会社の CEO 等、上層幹部になりすまして、本邦法人の会計担当者に送られた電子メールの指示に従って外国送金を行った結果、送金した資金が詐欺された。

※なりすましの電子メールについては、担当者の正規アドレスに類似したアドレスが使用される場合（典型例：@以下のドメイン名の一部が『～m～』（正）→『～rn～』（偽）等）にすり替わる）や、セキュリティの不備等により外国法人の電子メールアドレスがハッキングされて送付される場合などがある。

##### 【被仕向外国送金】

- (1) 本邦法人から外国法人に送信した電子メールまたは添付請求書が改ざんされ、本邦法人の指示口座とは異なる口座に送金された結果、受領すべき資金が詐欺された。

#### 2. 現時点での有効と考えられる対策事例

- (1) 外国法人から送金先口座を変更する旨の電子メールを受信した場合や、外国法人の正規ではないメールアドレスから送金依頼を受信した場合は、外国法人に対して、電子メールとは異なる手段（電話やファックス）で事実の確認を行う。
- (2) 送金取引やその連絡に利用しているパソコンのセキュリティ対策を行う。また外国法人と送金依頼の電子メールを送受信する際には、平文（暗号化されていないデータ）ではなく暗号化した添付ファイルを用いる、電子署名を付すなど、より安全性の高い方法で行う。

3. 本件に関するご照会先

照会先：国際業務部（藤田、中川）

電話番号：017-774-1130

受付時間：午前9時～午後5時まで（銀行休業日を除きます。）

以上